

## 動物取扱業の届出について

平成12年12月1日に施行される動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第2章第3節「動物取扱業の規制」の規定に基づき、動物取扱業を営もうとする方は、飼養施設を設置する事業所ごとに、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあってはその長）に対する届出が義務付けられました。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第221号）附則第4条第1項の規定により、本年12月1日時点において、既に動物取扱業を行っている方も届出が必要です。

動物取扱業の届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対しては、30万円以下の罰金に処せられます。

### 動物取扱業とは？

#### 取り扱う動物の範囲

哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用に供するために飼養し、又は保管しているものを除きます（現在、政令で定める用はありません。）。

「畜産農業に係るもの」とは、乳、肉、卵、皮革、毛皮等の畜産物の生産及び乗用、使役、競争用等の畜力の利用を目的として飼育又は繁殖される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等をいいます。

#### 動物取扱業者の範囲の考え方

以下のA及びBのいずれにも該当するものをいいます。

- A 業として、継続反復してペット動物等の取り扱いを行っている者  
販売、貸出し、保管、訓練及び展示その他政令で定める取扱いを業として行うこと  
（現在、政令で定める取扱いはありません。）  
上記の販売にはブリーダーなど小売業者等に対する生産販売も含まれます。
- B 飼養のための専用施設（事業所等の中の飼養のための設備等を含む）を有していること

#### 規制対象となる動物取扱業の具体例

分類	業の内容	該当する具体的な業
販売	小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業をいう	動物販売業、販売目的の動物の繁殖・輸出入業、卸売り業、露天等における販売のための動物の飼養業
保管	ペットホテル等保管を目的として動物を預る業をいう	ペットホテル業
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業をいう	ペットレンタル業、タレント・撮影・繁殖用等の動物派遣業
訓練	事業所において動物を預かり訓練を行う業をいう	動物の訓練・調教業
展示	動物園、動物ふれあい公園、サーカス等の動物を見せる業をいう	動物園、動物ふれあい公園、サーカ動物園、水族館（哺乳類、鳥類、爬虫類を含む展示に限る）、動物ふれあい公園、移動動物園、動物サーカス

#### 動物取扱業の届出について

動物取扱業の届出については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成12年総理府令第117号）に定められています。

下記にあるPDFファイルの動物取扱業届出様式を必要に応じて、（印刷して記入用紙などとして）ご利用下さい。

動物取扱業届出様式	様式1 動物取扱業届出書 [PDF]	様式6 フレキシブルディスク提出書 [PDF]
	様式2 動物取扱業変更届出書 [PDF]	様式7 身分証明書 [PDF]
	様式3 氏名等変更届出書 [PDF]	様式8 動物取扱業営業届出書 [PDF]
	様式4 飼養施設使用廃止届出書 [PDF]	様式9 フレキシブルディスク提出書 [PDF]
	様式5 承継届出書 [PDF]	